

一般社団法人日本認知・行動療法学会
主催、共催、協賛、後援等の取り扱いに関する規程

第 1 条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）が開催に関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取扱に関して必要な事項を定める。

第 2 条 「主催」とは、催しの開催の主体（主催団体）となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。主催団体とは、催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する団体をいう。

2. 「共催」とは、複数の団体が催しの主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものである。共催団体とは、企画当初から、内容、運営、経費負担等について協議を行う団体をいう。

3. 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、協力することをいう。協賛金または労務提供等の負担を伴い、後援に比べてその催しへの関与の度合いの程度が大きい場合をいう。

4. 「後援」とは、その催しの趣旨に賛同し、協力することをいう。協力の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

第 3 条 本学会が催しを主催、共催または協賛する場合には、本学会定款第 3 条(目的) に則っていることを基準として、個別に判断する。

2. その他の団体等が主催する催しに関する後援等に関しては、次の (1) に掲げるいずれにも該当し、かつ、(2) に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認することができる条件

a) 公益性が認められること

b) 本学会の目的に照らし、その趣旨に賛同できること

(2) 承認できない条件

a) 営利を目的とし、特定団体等少数者の利益のみを目的とすると認められること

b) 本学会の目的に照らし、適当でないと認められること

第 4 条 本学会が催しを主催、共催、または協賛する場合には、理事会で開催を決定する。

2. 第三者主催の催しに関して本学会が後援をする場合には、原則として開催日の 1 ヶ月前までに、その主催者から所定の申請フォームより申請と、予算表の提出を受け、理事会（メール調査を含む）でその内容を審議し決定する。

3. 事務局は、理事長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知する。

4. 第三者主催の催し等に関して後援を承認した場合には、その催し等の終了後に、その主催者から収支報告を含むその催し等の結果の報告を理事長宛に受けるものとする。

第 5 条 本規程は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 本規程は、2023 年 7 月 30 日より施行する。